
書評論文『自然は誰のものかー住民参加型保全の逆説を乗り越えるー』京都大学学術出版会

補遺 本書刊行の意義

森川 純(JWCS 理事/酪農学園大学名誉教授)

評者はすでに「前編」で本書の評価すべき側面に対する概観的なレビューを試みた。それゆえ本稿では日本のアフリカとの過去と現在の関わりを織り交ぜつつ本書刊行の意義について付記したい。

1. 本書の骨格部分とそれらが持つメリット

(1) 野生動物の生息地周辺に住む人々を自然保全の”担い手”として取り上げた

第1は、厳しい状況に直面するサブサハラ・アフリカの多様で豊かな生態系ー野生動植物ー地域住民の相互関係の究明にとどまらず、その三者間の関係のあり方を大きく規定する外部要因ーとくに欧米諸国等の政府・援助機関、多国籍企業、国際自然保護NGO等のアクター(及びそれらと連携協力するアフリカ各国の中央および地方政府)ーの功罪両面にわたる関与とそれらがもたらす大きな影響・結果についても浮き彫りにしていることにある。

評者が注目するのは、本書の住民参加型の保全の担い手として想定されているのが、アフリカの都市に住むエリート集団に属する豊かな人々ではなく、地方の野生動物の生息地周辺のコミュニティに住んでいる周辺化された人々であることである。

小原秀雄氏は、彼らのような人々をー欧米日などの自立し発展を遂げた先進資本主義国群の第一世界、ソ連等の社会主義国によって構成される第二世界、残りの従属的で低開発の状態におかれた国々・地域からなる第三世界論を念頭にー”主として第三世界の中に存在する野生動植物などとの、いわゆる自然の中に生活する人間の世界、いわば野生動物と共存(時には共生しているといわれる)世界を指して第四世界”、として提起するのである(1)。

評者自身は近・現代世界の構造と動態を考える際には、人間の生存になくてはならない多様性に富んだ自然生態系とそこに住む野生動物と共存する人々を視野に織り込むと構造分析の幅と深みが増すのではないかと考え、小原氏の問題提起を肯定的に捉えている一人である。

とはいえ、植民地支配下に置かれたアフリカの場合、”野生動植物などとの自然の中に生活する人間の世界”と言っても以下のような一連の施策の押し付けや既存の社会の包括的な再編によって大きな変容を余儀なくされてきたのではないだろうか。

例えば、白人入植者植民地としての発展を想定されたケニアのアフリカ人の場合ー火器の所持・使用禁止、地域住民による野生動物狩猟の禁止なり規制、生息地周辺自体の”Whites Only”的な囲い込み、導入された人頭税・小屋税などの現金による支払い義務に伴う低賃金労働への従事等ーを余儀なくさせられる。

その上に、宗主国とその資本・国民に奉仕することを第一の目的とする植民地資本主義(Colonial Capitalism)の形成過程でのアフリカ人を動員した植民地行政向け、産業向け、軍事戦略向け等の各種

インフラストラクチャーの建設、熱帯商品作物生産と耕作地の拡大、鉱物・エネルギー・林産、水産物などの資源開発による自然改変、破壊が加わる。

植民地資本主義の発展に伴い”野生動植物などとの、自然の中に生活する人間の世界”にも貨幣経済と消費文化が次第に浸透し影響を及ぼすようになる。

さらに人種差別主義的な植民地文化と植民地教育の導入等—は野生動物の周辺に住む人々の伝統的なライフスタイルとそれを支えてきた社会的、文化的基盤にも大きな亀裂をもたらすからである。

そうした野生動物の生息地周辺に住む人々—日本人一般にとっては恐らく視野の外の存在—を自然保全の”担い手”として取り上げ、”アフリカの自然は誰のものか”、誰がどのように護るのか、護れるのか、といった根源的な問いに迫った本書刊行の意義はとても大きいと思われる。

そのことはさらに以下の歴史的なファクターを下敷きにすると、より強く感じるのではないだろうか。つまり欧米経由の植民地主義的な「色眼鏡」に影響されてかブラック・アフリカ＝野蛮で貧しく遅れた大陸というイメージやそこに住む人々は＝劣等で怠惰で無知な関係したくない人々というイメージ・認識が戦前の日本社会に浸透する。またそれは日本自身の植民地帝国化によって強化される。

日本社会が取り込んだそうしたアフリカに対する負のイメージ・認識は—戦後社会の「脱植民地化」への取り組み—とくに意識面でのそれ—が不十分にとどまったこともあり—人種差別主義的な思考・行動様式を残存させ、それが今でもさまざまな人々に対しさまざまな形で立ち現れているように思われる。

もっとも他方での戦後社会の各界各層による植民地主義の負の遺産に対するさまざまな取り組みと、その成果も視野に入れておく必要もあろう(2)。

ここで参考までに戦前と戦後を貫く以下の”バナナ症候群的”—外側は黄色だが中身は白い—な事例を紹介したい。

それは第一次世界大戦を契機に日本が南ア連邦の有力な貿易相手国となったことを背景に、南アに入国する日本人に関しては、例外的に白人並みに処遇すべしと日本政府が南ア連邦政府に求め 1930 年代初頭に白人政権にそれを認めさせた事実である。

その結果は、「名誉白人」＝ジャパニーズの誕生であった。大日本帝国政府当局者側は喜びと感謝を南ア政府側に伝えるのである(3)。

だが白人政権に寄り添った”脱亜細亜”的で、”脱アフリカ”的な日本政府の行動は、南アに居住するアジア系の中国人・インド人側の眼、そして本来は南アの主人公である多数派の黒人社会側の眼にどのように映ったであろうか。

対岸の人々を落胆失望させる南アでの日本人の「名誉白人」的な意識と行動は、残念ながら戦後の民主化された日本においても継続される。その要因としては戦後の冷戦状況の中で西側陣営の一員として国際社会に復帰する選択をした日本政府にとって親米で反共の南ア政権を支援することは、戦前期における友好関係もあり問題とはみなされなかった。

またアフリカの経済大国・資源大国であった南アとの互恵的な通商貿易—南ア側は資源を、日本側は製造工業品を—を再開、発展させることは、改訂日米安保条約の経済条項の趣旨にも合致する上に、戦後復興過程の日本経済にとって有益と判断されたからである(4)。

両国間の通商貿易関係が発展するに伴い、経済センターであるヨハネスブルグで勤務し、白人専用居住地で生活する日本人ビジネスマンや外交官、日本貿易振興会、日本航空などの政府関係組織の

勤務者等とその家族数も増加するに至る。もちろん戦後の民主化された日本社会の中では「名誉白人」待遇を「不名誉なこと」と考えた人々も少なくなかった。ちなみに南アで法的に正当とされた人種差別政策(アパルトヘイト)が国策として導入されたのは1948年、それが南ア内外の批判・抵抗・変革運動によって解体されるのは1990年代初期のことである。

なお当時の「色眼鏡」に映ったイメージの中には、アフリカを金やダイヤモンド等の「資源の宝庫」と捉える実業界内部でのそれもあった。実際、そうした資源重視の捉え方の延長線上にアフリカ、とくにエジプト・ウガンダ・南ア連邦とは、通商貿易関係を発展させ戦前期の日本経済の柱であった繊維産業向けの良質の原綿や羊毛を輸入する一方で、繊維製品や雑貨をこれら諸国を含めてアフリカ各国に輸出するのであった。

鉱物・エネルギー資源に関しては、ほぼ1世紀後まで待たねばならなかった。つまり第2次世界大戦後の産業構造の転換、つまり軽工業から重化学工業への転換が進められた高度経済成長時代からアフリカからの大規模な資源・エネルギー輸入が実現する。とくに白人人種差別政権下の南アフリカ及びその支配下にあった南西アフリカ(現ナミビア)から鉄鉱石、銅鉱石や金、プラチナ、さらに石炭、ウラン鉱が大量に輸入される。そうした行動は国連やアフリカ統一機構から経済制裁破り、として厳しい批判を受けるのであった。

また欧米列強発のエンターテインメント性を帯びた活字媒体や映像媒体による影響を受けたエキゾチックな野生動物に満ちた「野生の王国」像が、そこに引き立て役的に描かれた野蛮なアフリカ人像と共に国民の間に浸透するに至る(5)(6)(7)(8)。

以上の文脈で捉えてみると、これまでいわば見過ごされてきた周辺部の人々に着目しアフリカの自然保全の担い手としての彼らの活動を追い、記録、分析し、住民参加型保全の現状の光と影を浮き彫りにした本書が日本で刊行されたことの意味は大きいのではないだろうか。

(2) 地域コミュニティの持続可能な発展のポテンシャルを検証

次に第2としては、1990年代初頭以降のポスト冷戦期において関心が高まった住民参加型の保全とそれを土台とした地域コミュニティの持続可能な発展のポテンシャルを多面・総合的に検証し現状報告とそれをベースに将来展望を引き出そうとしていることである。

第1と第2の考察においては、評者が高く評価するのは、サブサハラ・アフリカ各地での長年のフィールドワークの成果を織り込んだ客観的で実証主義的な事実関係の究明作業とその成果の提示がなされていることである。

それは例えで言うならば、一客観的な観察をベースとする的確な診断を最善の治療に繋げることで患者の速やかな健康回復に寄与する—といったことに通ずるものである。

(3) 外部勢力による大きな関与の再考を示唆

第3では、住民参加型保全アプローチの担い手とされる地域住民が直面する厳しい状況を前に、日本を含む上記した外部勢力による大きな関与の在り方を含めて再考する必要が示唆される。結論的には、

現段階では住民参加型なり住民主体型の保全という理念と取り組みは、さまざまな障害に阻まれてその意図する成果をあげるに至っていないことが一連の調査報道的な事例研究を通じて提示される。

主題に対する本書の検証作業の結果は厳しいものとなった。だがそれは上記したように適切な出口戦略を構想する上での判断材料を提供する政策科学的な意義も持つのではないだろうか。

「前編」でも指摘したが、本書は、キーワードの一つである地域住民という概念が帯びる互助的・互恵的で同質的なコミュニティの構成員という一枚岩的なイメージと多様な現実との落差にも読者に注意を喚起する。というのは、植民地政府と入植者勢力を頂点に黒人一般を底辺にインド人やシリア・レバノン人などを中間に配置したピラミッド的な階層社会の影響が未だ残るブラック・アフリカ地域では、独立を契機としたアフリカ人エリートの台頭もあり、さまざまなバックグラウンドを持つ一部の有力者が大きな影響力を行使して地域住民の意思と利益をあたかも代弁するかのようには振る舞いつつ、果実の多くを得る状況が見られるからである。

長年のフィールドワークの経験からそうした問題の存在を熟知している執筆者達は、自然保護の担い手とされる地域住民なる言葉が内包する一曖昧さ、危うさ、代償の高さ—をセネガル、ケニア、タンザニア等の事例研究を通じて読者に提示するのである。

(4) 負のイメージと認識を肯定的に変化させる

教育・啓発的な意義について言えば、上記したようなアフリカやそこに住む人々に対する負のイメージと認識を肯定的なそれに変化させてしまうような分かりやすく説得力のある言葉と論理が織り込まれていることがある。

なかでも第2章の西原論文は、調査研究協力者である先住民の”森の民”の持つ意欲、調査対象地に関する経験科学的な広く深い知識、それを状況に応じて活かす能力・独自の技法などを敬意を持って記す。そうした事実に基づく公平でフェアな描き方は、本書のサブタイトルである住民参加・主体型保全というビジョン・構想に根拠があること、他方で、根拠のない優越意識からの安っぽい同情からの援助論よりも、きちんと相手を理解しリスペクトを持って接することの大切さについて読者に問いかけるのである。

なおアフリカ世界の現在と未来を悲観主義的に捉える「アフリカ・ペシミズム」的な傾向が日本にも見られることを考えると、結論を急がず、まずはさまざまな事実を淡々と追い、ふるいにかけて、マクロとミクロ双方の絵を描いて交差させ現状分析と将来展望を試みる、という本書を貫く姿勢は印象的である。

また現代のアフリカの野生生物保全問題が、環境破壊—内戦・地域紛争—歪んだ開発—悪政といった一連の問題と相互に絡み合い影響し合う関係性の提示や、上記した強大な外部アクター群の大きな関与とその影響に地元住民が翻弄される関係性にも多くの紙数が割かれている。そのため内容的には、さまざまな関係性の網目から現代アフリカの自然と人間世界とのやり取りを統一的に描いていてユニークなアフリカや国際関係の教科書ともなっている。

そうした内容と政策科学的にも考えさせる種を多く持つため本書は、生態学、野生生物保全論、アフリカ論などに関心を持つ人々だけでなく持続可能な開発目標(SDG)、持続可能な開発のための教育(ESD)、エコツーリズム、フェアトレード、援助論、消費者教育、先住民族論、NGO論等のさまざまな分野で調査研究、教育・啓発、実践活動をしている人々にとっても参考となるように思える。

2. アフリカの野生生物保全問題と日本

それでは最後にアフリカの野生生物保全問題と日本(政府・省庁・業界・企業・消費者等)との関係をどのように捉え、対応したらよいかという課題について問題提起をしておきたい。というのは国際的な相互依存関係の急速な進展を背景に、遠いアフリカでの問題とはいえ経済大国日本ゆえに関わる部分が拡大してきつつあること、したがってアフリカと日本側の双方で当事者感覚を持って学び、知り、対話し、その成果を、アフリカの環境保全や平和・発展、さらにはアフリカー日本間の水平的で互恵的な関係の構築に生かすことが求められる時代となっていると思うからである。

そのためには、主題に関するさまざまな側面からの客観的な事実の究明、それに基づく多面・総合的な認識を得る作業が重要となる。そうした観点から提案したい事柄を記してみたい。

(1) 自然破壊の現状及びその要因に関連する鳥瞰図

その第1は、分析視角に関するものである。

アフリカでの自然保全、しかも住民参加型のそれに焦点を置いて考察せんとする本書であれば、この大陸と周辺海域で目撃されてきている自然破壊の現状及びその要因に関連する鳥瞰図を提示する必要があるのではないだろうか。というのは、仮に自然破壊が極めて広範な空間に及び各地の地域社会・住民にも相当程度の影響を及ぼしていること、その要因としては人為的な側面が大きいことが明らかとなった場合には、それをもたらす要因に対する多角的で総合的な究明作業が重要となるからである。そうした取り組みは本書の主題である住民参加型保全の実現を困難とさせる客体的条件を浮き彫りとする上でも、また出口戦略を構想する上でも大きな学問的、実践的意義を持つこととなると考える。

(2) 域外勢力による開発

第2の提案は、第1のアフリカの自然破壊に関わる人為的な要因の検討作業と関連するものである。

評者がとくに重視したいのは、アフリカ諸国の多くが採用し推進してきた域外大国の政府と多国籍企業にほぼ全面的に依存－開発のシナリオから実施に必要な資本・情報・知識・ノウハウ・技術・マンパワー・資材・機材・設備、また開発の果実を運ぶ道路・鉄道・港湾・空港などの産業インフラの建設・整備、さらにはアフリカ産の産品を引き受ける巨大な輸出市場に至るまでのそれ－した”経済成長第一主義”的な開発政策との関連の存否やそのダメージの程度・拡がりについて改めて検討することである。言うまでもないが、アフリカ諸国政府への以上のような多国籍企業の積極的な協力姿勢は、”足長おじさん”故のそれではなく、リスクは高いがビジネスとして関与し利益を得ることが大きな動機となっている。それゆえに、以上の開発戦略で得られた果実の多くは、下に落ちるといよりは外の域外大国勢力側と上のアフリカの統治エリート側に移転されがちとなる。

本書のサブサハラ・アフリカ各地からの現場報告においても、統治エリートのエリートによるエリートのためとでも表現し得る非民主主義的な国家運営・開発政策を推進することで、野生生物の密猟を黙認したり、密猟組織の後ろ盾としての役を演じることで私腹を肥やしたり、地域住民の野生動物保全活動の成果を横取りしたりしていることやその影響が、地域(例、中部アフリカのマルミミゾウの生息地)の生態系の存続を脅かすまでになっていることを指摘している。

つまり「悪しき統治」(Bad Governance)が、多くの国々の国民のみならず自然保全にも否定的で大きな影響と結果を与えている状況—域外勢力による”土地強奪”への当該アフリカ国政府の了承と推進はその一例にすぎない—が見られるということである。

問題なのは、そうしたサブサハラ諸国の統治エリート一般による「悪しき統治」に対して欧米等の域外大国政府が表向きには批判しつつ実際には、開発戦略・政策で緊密に連携・協力してきていることである。

中国政府は内政には干渉しないという立場ゆえに、その欧米諸国政府とメディアから批判を受けている。その批判自体は正しいと思える部分が多いが留意すべきは、欧米大国側の主張もダブルスタンダード的であるし、日本政府も冷戦時代から同様な姿勢—親欧米で重要な貿易相手国の南アの人種差別主義政権や同じく親欧米のナイジェリア、ケニア、ザイール(現コンゴ民主共和国)等の独裁政権へのそれ—をとってきている歴史があることである。

開発戦略では、国際競争力があるとされる一次産品の大規模な生産・輸出—つまり熱帯商品作物・林産物・水産物だけでなく、さらには域外大国政府と資本に支えられたさまざまな鉱物資源と原油・天然ガス・ウラン鉱などのエネルギー資源が加わる。

とくに後者の大規模採掘方式による開發生産・対外輸出の拡大政策は—ナイジェリアのニジェールデルタでの欧米資本による石油開発が象徴するように—広範で深刻な自然破壊と地域社会に否定的な影響を及ぼす可能性が高い。

「資源の呪い」という言葉は、アフリカの開発問題を考える際にも留意する価値があろう。自然と地域社会への打撃はさらに、アフリカの沿岸部と内陸部との人・物・カネ・情報の行き来を—域外大国の政府開発援助と資本を絡めた港湾や高速道路等の大規模インフラストラクチャー網の建設で促進させる政策。それとリンクさせた域外大国(域内の南ア資本も含む)からの民間直接投資を最大限に活用した運輸通信、流通販売、製造・加工、情報通信、国際観光等の産業振興政策によって増幅される可能性が高いと思われる。

問題は、そうした内容を持つアフリカ諸国政府による開発政策に日本政府と財界が援助と投資と貿易で大きくコミット—それは日本政府が主導して 1993 年から定期的開催してきた Tokyo International Conference for African Development、(TICAD) 通称「アフリカ開発会議」での一連の宣言やモザンビークでの大規模な総合開発プロジェクトであるプロサバンナ計画—していることに端的に示されている(9)。

もちろんアフリカの自然は、気候変動という自助努力を超える問題に加え、人口爆発、大きな経済格差、失業、貧困等を背景とした耕作地の外延的拡大、盗伐、密猟の組織化・産業化等からも大きな影響を受けてきている。だが以上に提起した持続可能性が疑われる開発戦略・政策に対する批判的検討も大きな絵の中で織り込む必要があるのではないだろうか。

ちなみにアフリカ諸国の大半が 1960 年台前半に政治的独立を達成した後にそれを経済的に担保する開発政策に着手してから約 50 年が経過した。この間、さまざまな開発戦略がブラック・アフリカ諸国政府によって試行されてきた。だが社会主義的発展モデルだけでなくアフリカ資本主義的なそれもし上手いかなかったというのが現実ではないだろうか。

以下に約半世紀経ったサブサハラ・アフリカ地域の国々が直面する現状に関する外務省当局者の記述を紹介する。

”アフリカ、とくに、サハラ砂漠より南に位置するサブ サハラと呼ばれる地域は、依然として深刻な貧困問題 に直面しています。サブサハラ・アフリカ諸国の大半 (48 か国中 33 か国)は後発開発途上国 (LDCs)であり、人口の約半分が貧困の境界線である「1 日約 1.25ドル」以下の生活を送っています。また、この地域には、内戦 や紛争、難民、干ばつによる飢餓、HIV/ エイズをはじめとする感染症の蔓延など、発展を阻害する深刻な問題を抱える国も多く、国際社会からの多大な援助を必要としています。国連安全保障理事会(安保理)や G8 サミットなどにおける議論でも、アフリカのこうした 問題は国際社会の重大な関心事となっています。一方、アフリカは豊富な天然資源に恵まれているほ か、近年は目覚ましい経済成長を遂げており、「希望と 機会の大陸」として国際社会の関心を集めています。(外務省『政府開発援助(ODA)白書』2012 年度版 p.136)

再びアフリカ諸国の多くで採用されている開発戦略・政策が抱える問題に戻れば、石油大国ナイジェリアのような国でも、その果実の分配が不公平、不公正に行われる国家運営が行われてきた結果、民衆一般と統治エリート間での巨大な富と機会の格差が生じている。

本書はその終章で、“わたしたち日本人は歴史的に植民地支配者としてアフリカの自然を直接搾取してきたわけではないが、象牙の例を出すまでもなく、今日アフリカの自然の違法消費と破壊に無関係ではない”(終章「自然保護活動の実践におけるアフリカ潜在力の在処とその行方」p.305)と記す。

問題は、“日本がアフリカの自然の違法消費と破壊に無関係ではない”だけでなく、以上述べたようにアフリカ各地での合法的で可視的な大規模開発・援助プロジェクト—それは他の域外諸国政府や資本による開発・援助プロジェクト—とも多層的に重なることで自然と地域社会に負の影響を及ぼしてきている可能性が高いということである。アフリカの野生生物の保全に関与する欧米等の国際環境 NGO の活動も、いわば”開発の荒海に翻弄される自然と地域住民”を前に試行錯誤しているのではないだろうか。

参考までに JICA2015 国際協力機構 年次報告書 別冊(資料編)は、以下のように自然保全分野での援助に対する日本政府の関心の乏しさを明らかとする。

技術協力プロジェクト案件一覧(2014 年度新規 R/D 署名分)

アフリカ地域 15カ国向け 29 案件、野生生物保全関連の案件はボツワナ向けの南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクトが1件 (p.29)

ちなみに大洋州地域ではパプアニューギニアに対して「生物多様性保全のための PNG 保護区政策強化プロジェクト」が 1 件 (p.28)

アジア地域では 14 か国に対する49プロジェクト中、ラオスへの持続可能な森林管理及び Redd+ 支援プロジェクトが1件 (p.28)

無償資金協力案件一覧

アフリカ地域 24 か国に対する 47 プロジェクトでは、野生生物保全に関する案件は0である (pp.34-35)

と記す。

(3) アフリカの野生動物絶滅と日本の関係

第3としての問題提起、それは、“象牙の例を出すまでもなく、今日アフリカの自然の違法消費と破壊に無関係でない”と編集者たちに言わしめる状況に対する批判分析的、学際的な取り組みをより積極的に取り上げて欲しかった、ということである。言い換えれば、アフリカの野生動物絶滅危機問題と野生動物の消費大国ニッポン(小原秀雄、『野生動物消費大国ニッポン』岩波書店 1992年)との間に自然破壊的な関係性が在るのか否か、在るとしたらそれはいかなる①構図の中でどのようなアクターを巻き込んで行われているのかといったことではないだろうか。

それをさらに述べてみるならば以下のようなようになるかもしれない。

関与するアクターに政府関係者はいるのか否か、②政府関係者が関与する場合に彼らの判断基準となる論理、利益は何なのか、それは現在の国際的な論理と利益観と近いのか否か、さらに政府関係者の裏に③関係する業界や企業や自治体関係者はいるのか否か、日本の④消費者一般の意識には野生動物が直面する現状が入っているのか否か、最後に④野生生物保全問題に関心があり活動している人々・団体は、アフリカの問題と日本との関わりについて、どのように考え、対応しているのか、いないのか。

本書は多様性の統一体としてのアフリカやそこに住む野生生物や地域の人々の在り方を照らし出すだけでなく、世界・現代さらには日本をも写す鏡ともなっているように思える。

そうした観点からすると日本社会に住む人々が、アフリカや自然保全問題に関心を払い、学び、知り、語り合い、事態改善に向けて行動していくことは、本書刊行の意義とも重なっているといえよう。

紙数の関係で①の構図と②と③に関して参考までに、評者なりの見方を記してみたい。①に関しては以下のような構図が提起できるのではないだろうか。

興味深いのは、野生生物問題に関して二つの異なる立場と観点からの当事者感覚を持つ人々・勢力が日本国内に存在していることである。

つまり一方に、世界の野生生物も日本の利益とニーズのために存在する「資源」として捉え、その商業的・産業的な活用の必要を内外で主張し行動する勢力—自民党政府・族議員・関係省庁とその外郭団体・全国的な業界団体、さらに関係する地方自治体の首長と議会と地域の業界団体等によって構成される勢力。

他方で、世界の野生生物とそれを取り囲む豊かで多様な生態系は、未来の世代にも引き継ぐべき地球社会の共有財産であり、自然環境の保全は人間社会の安全保障的な意義も持つゆえに広い視野と長期的なスパンで国際協調主義的に考え対応すべきとする勢力—野生生物保全関連の問題に関心を持つ様々な分野の研究者、教育者、ジャーナリスト、NGO関係者等。さらには国内外の人々の意識や価値観の変化を背景に野生生物と地域生態系を生かして利用する「資源」として観光・教育・地域振興に役立てようとする企業、自治体、住民、NPO等が対峙していることである。

そうした状況は、例えば、北海道沿岸での調査捕鯨船とホエール・ウォッチング船の活動が同じ海域で同時並行的に展開する光景の出現に象徴されよう。

②に関して水産庁や通産省(現経済産業省)の当局者の立場に焦点を置いて述べれば、まず野生生物は、貴重な資源として日本の国益、業界・企業益、国民益に応える存在であるとする伝統的な思考と行動様式に支えられていることがあろう。

もちろん時代や世界や社会の変化によって現在ではそうした官僚組織内での共通理解も大きな影響と変化を余儀なくされつつある。例えば大規模な遠洋での商業捕鯨存続をめぐる日本政府・水産庁側の論拠の一つとして、1970年代迄は、安価なタンパク源としての意義が内外で主張されていた。だがいつの間にか鯨食＝日本の伝統食文化論に取って代わるようになる。とはいえ鯨肉は日本人一般にとって伝統的で日常的な食材ではなかったのである。

ただ敗戦後の食料難の時代から1960年代後半までの約20年ほどの短い期間に学校給食のメニューとして全国的に導入されたからそうした記憶を共有する世代にとっては鯨食は、日本全国かつ国民共通の食べ物といったイメージが強い。だがいうまでもなくイメージと現実とは別物である。

鯨食が日本の伝統食文化であるとする主張は、結局、全国的で国民的な根を持つものではなかったから高度経済成長の時代を背景に国民生活が向上するに伴い代用肉としての需要は急激に落ち込むのであった。国内市場の縮小も一因となり大手捕鯨会社は、1970年代半ばには商業捕鯨から撤退するに至る。水産庁は、国内での鯨肉消費の拡大に向けて努力せざるを得なくなっている状況が続いている。

ここで付記したいのは官僚組織はマスメディアも巻き込んで彼らが見たい、聴きたい世論の形成に様々な手段・方法で取り組んでいることである。「伝統神話の発明」も「実話」として国民一般が捉えてくれるようになれば、大きな力となるからである。つまり世論は我々の立場、主張を理解し支持してくれています、と(10)。

象牙関連では通産省時代の1974年に生活産業局の中の日用品課に伝統的工芸品産業室が設置される。”生活産業局は、その名のとおり、国民の生活に身近な繊維、生活用品(雑貨)、住宅関係などの物資と産業を所管している。生活産業局には、九課と繊維検査管理官が置かれており、ほかに日用品課に伝統的工芸品産業室がある(11)。

紙業課は、紙および紙製品、パルプ、セロファン、印刷、製本など。日用品課と文化用品課は生活用品(雑貨)を、日用品課が日用金属製品、陶磁器、木製品など、文化用品課がスポーツ用品、楽器、レコード、皮革製品などといった形で分担している。日用品課に置かれている伝統的工芸品産業室では、“手づくり”の工芸品の技巧を保存し、産業としての振興を図るための施策を行っている。文化庁の行っている人間国宝の制度とは一味違った産業文化政策とはいえ、新しい方向の行政として注目したい。”

ちなみに伝統的工芸品産業室の業務は現在の経済産業省では、製造産業局紙業服飾品課が担当している。

ここで注目されるのは、日用品課に置かれている伝統的工芸品産業室では、“手づくり”の工芸品の技巧を保存し、産業としての振興を図るための施策を行っている。という記述部分である。つまり伝統的

工芸品産業の対象とされれば、通産省つまり政府による保護と育成の対象となるからである。ちなみに伝統的工芸品産業として山梨県の印章業者が選ばれる。

興味深い事実は、今日の私たちが理解する意味での国民的で日常的レベルで使用するといった意味でのハンコ文化は20世紀初頭以降の浅い歴史を持つこと。したがって山梨県を地盤とする印章産業の成立は20世紀初頭以降の現象であること。さらにハンコの材料として1960年代初期に至るまで支配的だったのは、水晶でありその他としては柘植や金属や水牛の角などであったことである。

印章業界からは象牙のハンコがあたかも伝統のように語られ、やがて消費者の多くがそれを信じるようになる。だが象牙を印材として大量に使用し宣伝し販売し始めたのは1960年代初頭以降に過ぎず「伝統」というもののそれは事実に裏打ちされない「創作された神話」なのである(12)。

しかしハンコ=伝統品=象牙のハンコのイメージが官僚組織にも波及し定着したとすれば経済産業省にとっても象牙の安定供給の確保は重要な関心事となる。

これについては以下に紹介する協議会資料が興味深い判断材料を提供すると考える。

経済産業省製造産業局紙業服飾品課、貿易経済協力局、動植物貿易管理室主導で開催された
2016年5月24日の協議会会合

”適正な象牙取引の推進に関する官民協議会第1回会合 議事要旨の紹介とコメント

参加省庁の部局名と業界団体・企名、及び招かれた有識者名

議題のリスト

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会第1回会合 議事要旨

日時 平成28年5月24日(火曜日)14時00分～15時20分

出席者

【政府関係】

環境省自然環境局野生生物課(共同事務局)

経済産業省製造産業局紙業服飾品課(共同事務局)

経済産業省貿易経済協力局野生動植物貿易審査室

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

外務省国際協力局地球環境課

財務省関税局業務課

【民間関係】

違法情報等対応連絡会(電気通信事業者協会(TCA),テレコムサービス協会、(テレサ協)、日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA),

日本ケーブルテレビ連盟(JCTA)

ヤフー株式会社 楽天株式会社 株式会社ディー・エヌ・エー

公益社団法人全日本印象業協会 全国印判用品商工連合会 日本象牙美術工芸組合連合会

トラフィックイーストアジアジャパン

【有識者】

東京女子大学 石井信夫教授 岩手県立大学 金子与止男教授

議題

- 1、協議会設置趣旨の説明
- 2、象牙取引を取り巻く現状の共有
- 3、国内取引管理の適切な運用の徹底及び情報発信にかかる取組
- 4、更なる取組の方向性の検討
- 5、まとめ及び今後のスケジュール

興味深い事実は、“適正な象牙取引の推進に関する官民協議会第1回会合が経済産業省製造産業局紙業服飾品課、貿易経済協力局、動植物貿易管理室主導で2016年5月24日に開催されたことである。環境省自然環境局野生生物課は、共同事務局とされ上位にその名が置かれている。だが野生生物保全よりも資源利用に重きを置く官僚組織内の影響力の大きさを考慮すると主導権は経済産業省にあると言ってよいであろう。

それは“適正な象牙取引の推進に関する官民協議会”という表現自体に現れていよう。つまりすでに適正な象牙の取引が行われていることとする。次いでそれをさらに進めるためにどうするかを協議する会議であり、そのために必要な“官民一体的な合意形成”を目的とする協議の場として位置付ける。

しかしすでに紹介したように監督官庁である当時の通産省と業界団体との間では1974年以降の歴史的な協働関係の中で醸成されてきた認識と対応上の一致がなされてきたのではないだろうか。その上で、業界側の意向と利害とニーズに配慮した行政対応—とくに象牙輸入と国内流通にとって好ましい環境の提供—を行ってきたのではないだろうか。

ちなみに議題の2として象牙取引を取り巻く現状の共有、とあるが“現状認識”の共有と理解して良いであろう。

以上の協議会関連の文書を読むと、表現が曖昧であったり内容不足であったり、さらにはミスリーディングな論述展開も織り込んでいることが分かるのではないだろうか。他方で肝心と思われる部分—とくに象牙取引を取り巻く現状(認識)の部分—については何も記されていないのである。象牙取引を取り巻く現状をどのように捉えるか、という認識・評価に関わる事柄は、この会議での方向性や議論の内容、さらには今後の対応にも大きく影響することを考えるとその認識案の出処や内容自体を提示しない経済産業省側の対応は問題視されるべきであろう。

以上の例に見られる問題的側面は、この文書が公開対象とされていること、したがって主催者側に有利なように解釈、評価されることも意図して作成されたからではないだろうか。

上記したように経済産業省製造産業局の紙業服飾品課(共同事務局)は、業界側に立って資源の安定供給を考える立場であること。協議会に招待された有力な業界団体である公益社団法人全日本印章業協会 全国印判用品商工連合会 日本象牙美術工芸組合連合会の三者は資源の安定供給を死活問題と捉える当事者自身であること。

以上を総合的に考慮すると、協議するというよりは、官民一体で象牙取引の維持に努力することを確認する第1回の会議であったと言えるのではないだろうか。

(なお政府関係と民間の出席者リストは省庁別や業界団体別に明確に分けて記されていないためその部分は引用者が修正したことを記しておく)

最後に、既述したように、何を、なぜ、誰が、何を根拠に「国益」と判断するかは、建前上は立法府が重要な役割を演じるはずである。だが野生生物問題のように一般に政治的重要度が低いと見なされる問題分野の場合では、官僚組織が大きな解釈権を持つ傾向が見られる。

そうすると不思議な理解に苦しむ現象がたびたび現れることとなる。つまり小さな省益なり庁益と見なされるものが一国会で多数派を占める自民党の議員グループの政治的支援を引き出すことで一いつの間にか ”国益の衣”をまとって登場する構図があるからである。

国際司法裁判所の決定を無視してでも商業捕鯨の再開をあくまでも目指すという水産庁、そして大規模で組織的な密猟によってアフリカゾウがまさに絶滅危機に追い込まれ、それに対して内外から強い憂慮と世界有数の象牙市場を有する日本政府の対応に厳しい目が注がれている。そうした絵の中での経済産業省の業界保護優先的な姿勢を広い視野で現実政治的に捉えた場合、むしろ国益にならない或いは国益に害を及ぼす可能性すらあるのではないだろうか。

国会を本来あるべき熟議の場とさせるための努力と並行して官僚組織の「主権在官」的な思考と行動に対するチェック&バランスを機能させることが日本の各界各層に求められていると考える。

それはアフリカの自然と人々を取り囲む厳しい状況の改善にも大きく寄与する可能性を持つのではないだろうか。

- (1) 小原秀雄『人間は野生動物を守れるか』岩波書店 1996年 p.200
- (2) 永原陽子編『植民地化責任論－脱植民地化の比較史－』青木書店、2009年
- (3) 森川 純 ”南アフリカにおける日本人の地位 (一九三〇年 ”歴史学研究会編 『世界史史料－二十一世紀の世界へ 日本と世界 16世紀以後』岩波書店 2013年 pp.306-307
- (4) Jun Morikawa “Japan’s South African Policy “ The Journal of Modern African Studies, Volume 22 Number1 Cambridge University Press 1984
- (5) 岡倉登志・北川勝彦 著 「日本－アフリカ交流史－明治期から第二次世界大戦末期まで－」同文化館 1993年
- (6) ジョン・ラッセル 「日本人の黒人像－問題は「ちびくろサンボ」だけではない』新評論 1991年
- (7) 青木澄夫 「日本人のアフリカ発見」山川出版社 2000年7月
- (8) 古川博己・古川哲史 「日本人とアフリカ系アメリカ人－日米関係史におけるその諸相－」 明石書店 2004年6月
- (9) プロサバンナ問題と日本政府の対応姿勢については、ODA ウオッチ:プロサバンナ事業 第18回 ”政治の歪みを質さない日本” 調査研究・政策提言担当高橋清貴氏の論考 2017年7月11日更新参照。
- (10) Jun Morikawa 『WHALING IN JAPAN-Power, Politics and Diplomacy 』 Columbia University Press NY 2009

-
- (11) 杉本栄一編 行政機構シリーズ No.108 便覧『通商産業省』教育社 1979 p.99
(12) 森川 純 ”日本外交と象牙問題とNGO” JWCS(野生生物保全論研究会)会報通巻 35号
Vol.3,2003年